

## いしかわ幼稚園 重要事項説明書

### <総則>

#### 1 目的及び運営の方針

- (1) 本園は、学校教育法第22条及び第23条に基づき幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とします。
- (2) 本園は、教育基本法、学校教育法及び子ども・子育て支援法その他の関係法令を遵守して運営します。
- (3) 本園は、「からだをつくり、ゆめをそだてる」を教育の方針とし ①健康で夢のある子 ②身のこなしのさわやかな子 ③身近の生活を大切にする子 を指導の重点としております。

#### 2 本園の概要

園名	いしかわ幼稚園
園長名	石川義仁
運営法人名	学校法人 治泉学園
法人代表者名	理事長 石川義仁

#### 3 施設所在地

横浜市泉区和泉町7,308番地

#### 4 入園資格

本園に入園することのできる者は、満3歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とします。

### <保育年限・学期及び保育の提供日、保育時間>

#### 5 保育年限

本園の保育年限は1年、2年及び3年とします。

#### 6 学期

本園では、1年を次の3学期に分けます。

- 第1学期 4月1日から7月31日まで
- 第2学期 8月1日から12月31日まで
- 第3学期 1月1日から3月31日まで

#### 7 保育の提供日

- (1) 本園の保育を提供する日は、月曜日から金曜日までとします。
- (2) 休業日は、次のとおりとします。
  - ア 日曜日
  - イ 土曜日
  - ウ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
  - エ 夏季休業7月21日から 8月31日まで
  - オ 冬季休業12月22日から1月8日まで
  - カ 学年末休業3月20日から3月31日まで
  - キ 学年始休業4月1日から4月7日まで

ク 開園記念日 12月7日

ケ その他園長が必要と認めた日

※長期休業日の日には曜日の関係で前後いたします。

## 8 保育時間

保育時間は、午前9時00分から午後13時45分までとします。

半日保育は、午前9時00分から午前11時10分までとします。

<保育内容、定員及び職員組織>

## 9 保育内容

本園は、幼稚園教育要領に示された5領域（健康、人間関係、環境、言葉、表現等）のねらいが達成されるように総合的に指導します。

## 10 定員及び学級

本園の収容定員・利用定員は次のとおりです。

区分	1号認定こども
収容定員	175人（5学級）
利用定員	150人

## 11 職員組織及び職務内容

本園の職員組織及び職務内容は、次のとおりです。ただし、教諭等の人数については、在籍園児数により変動することがあります。

職種	員数	職務内容
園長	1名	園務をつかさどり、所属職員を監督する。
教頭（主任）	1名	園長を助け、園務を整理し、及び必要に応じ園児の保育をつかさどる。
教諭	9名	園児の保育をつかさどる。
事務職員	1名	園の運営整理に必要な事務処理、経理処理等を行う。
園医	1名	健康相談、保健指導、健康診断、感染症予防に関する助言指導等を行う。
園歯科医	1名	健康相談、保健指導、歯科検診等を行う。
園薬剤師	1名	園の環境衛生の維持改善に関する指導助言、健康相談、保健指導等を行う。

<入園、退園、休園、修了>

## 12 入園許可

入園は、園長がこれを許可します。

## 13 利用の開始及び終了、利用に当たっての留意事項

### (1) 入園手続

入園志望者は、所定の申込書に必要な事項を記入し、園長に提出する必要があります。

### (2) 入園選考

ア 本園は、本園の入園資格を満たす者より入園について申し込みがあったときは、次項に掲げる拒む正当な理由がある場合を除き、これに応じます。

イ 本園は、次のいずれかに該当するときには、本園の入園を拒むことができることとします。

(ア) 利用定員に空きがない場合

(イ) 利用定員を上回る利用の申し込みがあった場合

(ウ) 当該入園志望者に特別な事情があると認められ、本園の安全な利用に支障を及ぼす恐れがある場合

ウ 利用定員を超える入園申し込みがあった場合は、次の方法により選考を行い、入園者を内定します。

(ア) 兄弟姉妹が在籍している者は、優先して入園させる。

(イ) その他の者は、面接等により選考する。

### (3) 利用手続き

入園内定者は、本園の利用開始にあたり市町村より支給認定を受け、必要な事項を記載した書面を確認の上、利用にかかる契約を結ぶものとします。

## 14 退園・休園

(1) 退園又は休園しようとする者は、その理由を記して保護者から園長に願い出ることとします。

(2) 病気その他の理由により、他の園児に悪影響を及ぼすおそれのある者は、退園又は休園させることがあります。

## 15 成績の評価

各学年の課程の修了は、園児の平素の成績を評価し、学年末において認定します。

## 16 修了

園長は、園児が所定の全課程を修了したと認めたときは、修了証書を授与します。

## 17 ほう賞

心身の発達が著しく他の模範となる者は、これをほう賞する。

<保育料、入園料及び入園検定料等>

## 18 保育料、入園料及び入園検定料等

(1) 本園の利用にかかる納付金は、横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第48号。以下「市基準条例」という。）により、次のとおりとします。

区 分	費用・徴収理由	金 額
基本負担額 (市基準条例第13条第1項)	保 育 料 (月額)	園児が居住する市町村が定める額
教育の質の向上を図る ための特定負担額	特定負担費 (年額) (行事・保育環境充実費)	25,200円 (月額2,100円)

(市基準条例第13条第3項)	入園料 (環境維持費及び特定職員人 件費等) (入園手続時に納付)	2、3年保育 80,000円 1年保育 40,000円
実費徴収 (市基準条例第13条第4項)	給食費(年額)	26,400円(月額2,200円)
	施設設備費(年額)	36,000円(月額3,000円)
	上記のほか、本園の利用において通常必要とされるものにかかる費用については、実費を徴収する。	
その他の費用	入園受入準備費 (入園手続時に納付)	20,000円
	入園検定料	3,000円

- (2) 上記納付金は、所定の期日までに納入してください。
- (3) 入園手続時に納付された入園受入準備費・入園検定料については、入園を辞退した場合でも返還しません。ただし、入園料にあたる費用は通園困難な転居等、正当な理由による入園式前に入園取消に限り、返金するものとします。
- (4) 給食費については特別な事象がある場合には減免することが出来る。
- ・アレルギーなどで給食を注文しない場合
  - ・その他、園長の定めた者
- (5) 施設設備費(スクールバスの運行に係わる経費)ただし特別な事象がある場合には減免(年額36,000円)することが出来る
- ・徒歩通園などスクールバスを利用しない場合
  - ・兄弟が同時在園の場合下の子を減額とする
  - ・その他、園長の定めた者

#### <緊急時の対応等>

#### 19 緊急時等における対応方法

- (1) 本園は、保育の提供中に、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の保護者等に連絡をするとともに、嘱託医又は園児の主治医に相談する等の措置を講じます。
- (2) 保育の提供により事故が発生した場合は、園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- (3) 本園は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、振り返りを行い、再発防止のための対策を講じます。
- (4) 再発防止のための対策については、必要に応じて保護者に周知します。

#### 20 非常災害対策

本園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者又は火気・消防についての責任者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎年3回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施します。

#### 21 虐待の防止のための措置

- (1) 本園は、園児の人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講じます。
- ア 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
  - イ 職員による園児に対する虐待等の行為の禁止

ウ 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施

エ その他虐待の防止のために必要な措置

(2) 虐待等の行為とは、市基準条例第 25 条に規定する行為を指します。

(3) 本園は、保育の提供中に、本園の職員又は養育者（利用者の家族等子どもを現に養育する者）による虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、区子ども家庭支援課・児童相談所等適切な機関に通告するものとします。

<その他運営についての重要事項>

22 その他

(1) 苦情対策については園長を中心とし、誠意を持って対応する。

(2) 安全対策・事故防止については学期毎に保育室、園庭の安全点検を行い、事故発生時にはその都度具体的な防止対策を記し、職員間にて共通理解し実施する。

(3) 秘密の保持については個人情報保護管理規程を定める。